

吹田市立青少年クリエイティブセンター
施設再編基本構想策定支援業務に関する提案募集要項

令和 8 年（2026 年）4 月
吹田市立青少年クリエイティブセンター

1 業務の概要

(1) 業務名

吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務

(2) 業務の内容

吹田市立青少年クリエイティブセンターの移転・建替えに係る基本構想策定支援全般（詳細については、吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。）

(3) 履行期間

契約の締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 提案上限金額

総額 13,068,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約保証金

吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがある。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。なお、契約候補者決定までの間に（1）から（5）までの資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失う。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。又、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 参加を希望する者の所在地において、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 参加を希望する者が一級建築士である者を管理技術者として直接雇用していること。
- (8) 参加を希望する者が、過去5年以内に延べ床面積2,500㎡以上の公共施設の基本構想策定業務、基本設計業務、実施設計業務のいずれかの業務を完了した実績を有すること。
- (9) ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得している者。

3 提案募集の概要

(1) 提案募集の名称

吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務

(2) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式により、見積金額が提案上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及び意見交換の内容に基づき評価を行う。

(3) 発注者及び提案募集事務局

発注者

吹田市長 後藤 圭二

提案募集事務局

部署名：吹田市教育委員会事務局

地域教育部 青少年クリエイティブセンター

所在地：〒564-0002 吹田市岸部中1丁目16番1号

電話番号：06-6389-2061（直通）

メールアドレス：sesho_cr@city.suita.osaka.jp

(4) 提案募集要項等の配布

ア 配布方法

提案募集要項等は、吹田市ホームページに掲載する。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和8年度（2026年度）プロポーザル実施案件」）からダウンロードして使用すること。

イ 配布資料

（ア）吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務に関する提案募集要項

（イ）吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務プロポーザル審査評価項目表

（ウ）吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務仕様書

（エ）本業務に関する提出書類の様式等

4 提案募集の手続き・日程

(1) 提案募集の日程

ア 提案募集等の公告（募集開始）

令和8年(2026年)4月16日（木）

イ 募集要項等の配布

令和8年4月16日（木）～4月30日（木）

ウ 質問期間及び回答日

- 令和 8 年 4 月 16 日（木）～4 月 27 日（月）
回答日 令和 8 年 5 月 1 日（金）
- エ 参加表明書等の受付及び参加資格審査結果通知日
令和 8 年 5 月 8 日（金）～5 月 13 日（水）
参加資格審査結果通知日 令和 8 年 5 月 15 日（金）
- オ 企画提案の提出期間
令和 8 年 5 月 18 日（月）～5 月 22 日（金）
- カ 最終審査（プレゼンテーション、意見交換）
令和 8 年 6 月 3 日（水）～6 月 9 日（火）
- キ 審査結果通知
令和 8 年 6 月 11 日（木）
- ク 契約締結予定日
令和 8 年 6 月 18 日（木）

(2) 質問の受付

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ア 提出書類
質問書（様式 3）
- イ 提出場所
提案募集事務局 上記 3. (3) 参照
- ウ 提出方法
電子メールによること。件名は「【質問】吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務」とすること。
- エ 質問回答
吹田市ホームページ（「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和 8 年度（2026 年度）プロポーザル実施案件」）に回答を掲載する。

(3) 参加表明書の受付

- ア 提出書類
 - (ア) 参加表明書（様式 1）
 - (イ) 会社概要書（様式 2）
- イ 提出場所
提案募集事務局 上記 3. (3) 参照
- ウ 提出方法
 - (ア) 持参の場合
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日・日曜日可）
 - (イ) 郵送の場合
配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）
※郵送後速やかに電話連絡すること。
- エ 提出部数
各 1 部

オ 参加資格審査の結果通知

令和8年5月15日（金）に電子メールにより通知し、同日付で通知書も送付する。
参加資格がない場合はその理由を付して通知する。

カ 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式7）を提出すること。

なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益は生じない。

(4) 提案書等の提出

参加希望者は、仕様書及び吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務プロポーザル審査評価項目表（以下「審査評価項目」という）等の内容を踏まえ、評価項目単位で記載した企画書を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 提案書（様式4）
- (イ) 企画書（様式自由）
- (ウ) 見積書及び内訳書（様式自由）
- (エ) 工程計画表（様式自由）
- (オ) 業務実施体制調書（様式5）

本業務に係る配置予定の管理技術者、照査技術者、業務担当者の業務実績等について記載すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼任は不可。

(カ) 同種業務実績書（様式6）

過去5年度間（令和3年度～7年度）における業務履行実績を記入すること（受託中含む）。最低1以上の完了実績を記載すること。

イ 提出場所

提案募集事務局 上記3. (3) 参照

ウ 提出部数

提出書類は、原本1部を提出すること。

企画書は原本1部とは別に副本10部を会社名及び代表者名を伏せて提出すること。

エ 提出方法

(ア) 持参の場合

午前9時から午後5時30分まで

(イ) 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）

※郵送後速やかに電話連絡すること。

オ 提案書等（様式4）に関する留意事項

(ア) 仕様書や審査評価項目等を熟読の上、業務目的達成に必要な手順、方法、考え方、アウトプットイメージ等を記載すること。

- (イ) 上記(4)ア(イ)～(カ)の記載事項は審査評価項目を踏まえ記載すること。(「評価の留意事項」に記載の内容は全て含むようにしてください。)
- (ウ) 企画提案は見積金額の範囲内で実施できるものとする。
- (エ) 用紙の規格はA4判片面印刷・横書き、A3判は片面、片袖折とする。
- (オ) 企画書は、A4判片面15頁以内とする(表紙を除く)。
- (カ) 提案は文書、イメージ図、イラスト等を用いて分かりやすく簡潔に記述すること。
- (キ) 文字サイズは11ポイント以上とする。
- (ク) 提出書類は鉛筆書き等消えやすい文具による記載を認めない。
- (ケ) 企画書の副本には会社名、ロゴマーク等作成者を特定できる表示を一切しないこと。

(5) 審査

ア 書類審査

提案事業者が6者以上の場合には、本市が設置する「青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、審査評価項目に基づき書類審査を実施し、以下の方法で、最終審査に進む者を選定する。

1位と順位付けした委員数が多い提案事業者を上位とし、上位5位までの提案事業者を対象者として選定する。なお、順位付けした委員数で選定できない場合は、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。

いずれの方法でも選定できない場合は、上位5位までの提案事業者を委員会による合議又は多数決により選定する。

審査の結果通知

書類審査の結果については、提案事業者全てに対し、令和8年5月28日(木)までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

なお、書類審査を実施しなかった場合についても、同日までに最終審査(プレゼンテーション・意見交換)の参加通知を電子メールにより行う。

イ 最終審査(プレゼンテーション・意見交換)

選定委員会において、提案書に基づき最終審査(プレゼンテーション・意見交換)を次のとおり実施する。

(ア) 実施日

令和8年6月3日(水)～6月9日(火)の間で実施する。
実施場所・時間は個別連絡する。

(イ) 時間配分

時間配分は各事業者30分(プレゼン15分、意見交換15分)を予定している。

(ウ) 留意事項

- a 実務従事予定者がプレゼンを行うこと。
- b 機材は提案者が準備すること。本市は机、椅子、OA タップ、プロジェクター、スクリーンを用意する。
- c 出席者は3名まで。管理技術者は必須出席。
- d 会社名等が判別される物を身につけないこと。
- e 新資料提出不可。事前提出提案に基づき説明すること。

(エ) 審査の結果通知

審査結果は令和8年6月11日(木)に電子メールで通知し、吹田市ホームページにも公表する。

最優秀提案事業者以外は通知日の翌日から7日以内に選定理由の説明を事務局に求めることができる。

(6) 契約について

ア 最優秀提案事業者と契約締結交渉を行う。提案書及びプレゼン説明内容は原則契約時の業務委託仕様とするが、協議調整の上決定する。

イ 最優秀提案事業者が契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合や事故等で契約が不可能となった場合は、次点者と交渉を行う。

5 提案審査に関する事項

(1) 提案の無効事由

次の一つでも該当すれば、提案は無効(選定除外)とする。

ア 「青少年クリエイティブセンター施設再編に基本構想策定支援業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 応募事業者が1者の場合又はない場合の取扱い

ア 応募事業者が1者の場合も審査・選定を行うが、価格点を除く評価点平均が配点の6割未満は最優秀提案事業者なしとする。

イ 応募事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案者がいない場合は、プロポーザルを取りやめ、再公募は選定委員会で検討する。

(3) 事業者の最終審査

選定委員会で提出書類とプレゼン・意見交換による最終審査を行う。最終審査での評価については、審査評価項目どおりとする。選定委員会において、最優秀提案事業者と次点者を選定する。

- ア 最終審査は、委員会においてプレゼンテーション・意見交換による審査を行う。各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。
- イ 最終審査において、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定する。
- ウ 最終審査の結果、価格点を除く評価点平均が配点の6割未満の場合は提案を無効とする。
- エ 最終審査の結果、最優秀提案事業者として選定した事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。
- オ 評価や採点に関する異議は受け付けない。

(4) 評価点

最終審査の評価点は、提案書（400点）＋価格（65点）＋プレゼンテーション・意見交換（35点）の合計500点満点で採点する。

(5) その他

- ア 本業務公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、提案募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。又、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持すること。
- イ 参加者は、契約候補者決定後において、提案募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 本業務公募型プロポーザルに参加するために必要な費用は、参加者の負担とする。
- エ 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがある。
- キ 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとし、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- ク 提出書類は一切返却しない。
- ケ 提案募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

6 提出書類

提出書類一覧

「参加表明、資格審査書類提出」時、「提案書等の提出」時等において、下記資料の提出を求める。なお、様式番号を指示する書類については、本市が提供する書類様式に基づき提出を求める。

※印については、代表者印を押印すること。

提出時期	提出書類名	様式番号	提出形式	提出部数	備考 (※は押印が必要な書類)
表明前参加	質問書	様式3	電子メール	任意	質問がある場合のみ電子メールで提出のこと
参加表明、資格審査書類提出時	参加表明書	様式1	紙	1部	※
	会社概要	様式2	紙	1部	
	セキュリティ認証 (ISO27001 又はプライバシーマーク)の 写し	様式自由	紙	1部	
	業務実施体制調書	様式5	紙	1部	
	同種業務実績書	様式6	紙	各1部	
	見積書	様式自由	紙	1部	※
提案書等の提出時	見積明細	様式自由	紙	1部	※
	提案書	様式4	紙	1部	正本1部(※)
	企画書	様式自由	紙	11部	正本1部(※)、副本10部
辞退時	提案辞退届	様式7	紙	1部	※

注：参加表明書等を提出する者は、提出者との関係を示す書類（社員証等）及び名刺を必ず持参すること。

7 審査評価項目

プロポーザル審査は、「吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編基本構想策定支援業務プロポーザル審査評価項目表」のとおりとする。